

球磨村デジタル防災行政無線（同報系）施設整備工事に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 施設整備の目的

現在、球磨村のアナログ防災行政無線同報系は、平時及び緊急時等における住民への情報伝達施設として活用を図りその役割を果たしています。

しかし、施設整備後、約 13 年の経過に伴い設備の老朽化を起因とした障害の発生が危惧されると共に、現代の情報通信社会に適應できる情報の発信が求められています。

このため、村においては本工事において、新たなデジタル防災行政無線同報系と ICT を活用した重層的な情報配信システムの構築を行い、本村の地理的な環境、生活や就労環境、老年人口割合等、村の特性に合せた情報の配信を行い、村民の生命並びに財産の保全に役立たせることを施設整備の目的とします。

また、本工事においては、災害応急活動時等における情報収集力の強化とその共有化を図るためのシステム構築も併せて行い、当該業務の効率化と一層効果的な情報配信に資することとします。

2 プロポーザルの目的

本施設整備は、原則的に「球磨村デジタル防災行政無線（同報系）施設整備工事仕様書」（以下「当該工事仕様書」という。）に基づき実施することとしますが、本プロポーザルにおいて当該工事仕様書で示す各設備の機能・操作性、施工品質等の更なる向上と費用抑制についての提案募集を行い、優秀な者がそれを本工事に反映し、より優れたシステムをより安価に構築することで村の施設整備の有益性を高めることを本プロポーザルの趣旨とします。

また、本プロポーザルにおいて、提案者が提案する村に対する姿勢や考え方、工事プロセス等を村が理解することにより、村は今後の工事の円滑化や協力体制の強化に結び付けるよう努めます。

3 工事の概要

- | | |
|---------------|---|
| (1) 工 事 名 | 球磨村デジタル防災行政無線（同報系）施設整備工事 |
| (2) 工 事 仕 様 | 別添「球磨村デジタル防災行政無線（同報系）施設整備工事仕様書」のとおり。 |
| (3) 工事完了の期限 | 平成 32 年（2020 年）3 月 27 日
但し、工事が 2 ヶ年に亘る場合は、平成 33 年（2021 年）3 月 18 日までとします。 |
| (4) 工事費の見積限度額 | 700,000,000 円（消費税及び地方消費税含む） |

4 参加資格の要件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 球磨村暴力団排除条例(平成 23 年条例第 11 号)第 2 条第 2 号の規定及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)に該当しない者であること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (5) 公告日から本プロポーザルの選定結果が発表される期間において、球磨村、熊本県、各省庁及び地方公共団体から指名停止、又は入札参加の取消しの措置を受けていない者であること。
- (6) 建設業法第 3 条(昭和 24 年法律第 100 号)に基づく、電気通信工事に係る特定建設業の許可を受けている者であること。
- (7) 電波法第 24 条の 2 第 1 項の規定に基づく無線設備等の点検の事業登録を受けている者であること。
- (8) 九州総合通信局管内に事業所(本社又は支社等)を有しており、その管轄において建設業法に基づく監理技術者及び現場代理人を専任で配置できる者であること。
- (9) 過去 3 年以内に同種工事の 5 億円以上の元請実績を有している者であること。
- (10) 「QPSK ナロー方式市町村デジタル同報通信システム」の機器製造を行い、その施工が行える者(以下、「機器製造メーカー」という。)、若しくは機器製造メーカーから仕入れ、その施工が行える者であること。

(11) 特記要件

本プロポーザルに機器製造メーカー以外の(1)~(10)に該当する者(以下「電気通信工事会社」という。)がエントリーする場合、次の要件を全て満たすこと。

- ① 電気通信工事会社がエントリーする場合、納入する「QPSK ナロー方式市町村デジタル同報通信システム」一式の機器について機器製造メーカーの納入誓約書(様式 A)を提出できる者であること。
- ② 電気通信工事会社がエントリーする場合、本工事期間中における機器製造メーカーの技術支援に係る誓約書(様式 B)を提出できる者であること。
- ③ 電気通信工事会社がエントリーする場合、工事完成後における当該機器の不具合、改修等における機器製造メーカーの対応に係る誓約書(様式 C)を提出できる者であること。

5 参加の留意事項

4 項(11)に基づき、電気通信工事会社が本プロポーザルにエントリーする場合、その会社に機器を納入する機器製造メーカーは、本プロポーザルの参加は行えません。

6 プロポーザル日程

No	手続き	期限等
1	公告の日	平成31年4月15日(月)
2	参加申込みの受付開始	平成31年4月15日(月)
3	質疑の受付開始	平成31年4月15日(月)
4	質疑の受付終了	平成31年4月22日(月) 15:00
5	質疑に対する最終回答日 ^{※1}	平成31年4月24日(水) 12:00
6	参加申込みの受付終了	平成31年4月26日(金) 17:00
7	参加辞退届の提出締切日	平成31年4月26日(金) 17:00
8	提案資料の提出締切日	平成31年5月21日(火) 12:00
9	一次(書類)審査結果通知	平成31年5月24日(金) 17:00
10	二次(プレゼンテーション)審査日 ^{※2}	平成31年5月31日(金)
11	二次(プレゼンテーション)審査結果通知	平成31年5月31日(金)
12	契約交渉～仮契約	平成31年6月3日(月)～
13	契約締結	議会議決後

※1：質疑の回答は、質疑書提出日の翌日を目安に村ホームページに公開します。

※2：プレゼンテーション時間は、1次審査結果通知に記載します。

7 参加の申込み

本プロポーザルへの参加を希望する方(以下「提案者」という。)は、以下のとおり参加申込書(様式1)を提出して下さい。なお、参加申込書が提出されない場合は、本プロポーザルの参加は認めません。

- (1) 提出様式 参加申込書(様式1)
- (2) 提出期限 平成31年4月26日(金)17:00まで
- (3) 提出方法 持参又は郵送により参加申込書を提出して下さい。
郵送の場合、簡易書留において郵送して下さい。
- (4) 提出先 担当部署
- (5) 参加の受付 村は(3)の受付を完了した後、参加申込書に受付印を押印したPDFデータを、提案者の担当者電子メールに送付します。
- (6) 参加の取消 参加申込書を提出した後、参加を取り消す場合、必ず参加辞退届(様式2)を平成31年4月26日(金)17:00までに持参又は郵送にて提出して下さい。
郵送の場合、簡易書留において郵送して下さい。

8 質問の受付及び回答

本プロポーザルの実施要領及び当該工事仕様書の内容について質疑がある場合は、以下

のとおり質疑書を提出して下さい。

なお、対面、口頭による質疑、再質疑、審査等選定に係る質疑、設計額等事業費に係る質疑、意見は受け付けません。

- (1) 提出様式 質疑書（様式3）
- (2) 質疑期限 平成31年4月22日（月）15:00まで
- (3) 提出方法 電子メールで質疑書を提出して下さい。
電子メール送信の際は、件名に【防災無線プロポ質疑】と明記し、送信後は担当部署に電話確認を行って下さい。
- (4) 送信先 担当部署
- (5) 質疑の回答 質疑書提出日の翌日を目安に村ホームページに公開します。
回答の最終日は平成31年4月24日12:00とします。

9 企画提案について

本施設整備は、原則として当該工事仕様書に基づき実施し、無線回線に係る通信方式及び回線構成、屋外拡声子局等の規模及び設置場所、各設備の仕様・性能・操作性、指定部材及びこれらの数量は仕様書どおりとします。

よって、企画提案内容は、当該工事仕様書で示す各設備の機能や操作性をより向上させるための提案をはじめ、施設の効果的且つ効率的な運用方法、円滑に工程を進める上で工事手法、施工品質の向上、ライフサイクルコストの抑制、保守体制等に焦点を絞り提案を行うものとします。

特に、施設の要となる親局をはじめ屋外拡声子局、戸別受信機の機能、操作性等については、各機器製造メーカーにおいて違いがあることから、本仕様書で示す機能や操作性を上回るものの提案、若しくは当該工事仕様書で示す機能や操作性が満足できない場合の「代替策」の提案、自社の持つ機器の優位性等の提案を行って下さい。

また、情報系施設については、その機能や操作性をはじめ、収集した情報の表示イメージや活用方法の提案を行って下さい。

なお、当該工事仕様書で示す機能や操作性を向上させるために別途費用が必要な場合、その費用を明確に提示して下さい。

この場合、本項(1)⑨、⑩、⑪、⑫にその費用を含んで下さい。

(1) 提出書類

- ① 企画提案書提出届及び誓約書（様式4）
企画提案書を提出する際、本様式を提出して下さい。
- ② 会社概要書
 - ア 会社概要書（任意様式、パンフレット可）
 - イ 直近の経営事項審査結果通知書の写し
 - ウ 国税及び地方税の納税証明書
 - エ 建設業許可証明書の写し
 - オ 本工事で必要と考えられる技術職員の保有数（任意様式）

③ 企画提案書（任意様式）

9 項に基づき提案事項を A4 版サイズ 30 頁以内で作成し提出して下さい。

A4 サイズを上回る用紙を使用する場合、A4 サイズに折り込んで下さい。

文字サイズは 11 ポイント以上とします。但し、図表はこの限りではありません。

なお、企画提案書の作成にあたっては、専門知識を有しない者にも理解できるよう、分かりやすい表現に努め作成して下さい。

④ 工事工程表（任意様式）

主要となる工事事項について工程表として計画線表を作成し提出して下さい。

但し、製造機器の納期は都合により、平成 32 年（2020 年）1 月以降となります。

⑤ 工事体制図（任意様式）

本工事を実施する際の工事体制図（予定技術者名記載）を作成し提出して下さい。

1 次下請者以降、業者が未定の場合、業者名は「未定」とし、予定する最終請負体制まで記載して下さい。

⑥ 実績書（任意様式）

平成 29 年度～平成 31 年度における「市町村防災行政無線デジタル同報系」の元請実績を全国と九州に区別し作成し提出して下さい。

また、本書には発注自治体名・県名、事業名、契約金額、工期、事業の規模、通信方式（16QAM、QPSK、その他）、施主連絡先を明記して下さい。

⑦ 実験試験局免許状等の写し

本工事で使用する割当周波数混信調査を実施するために必要とする実験試験局免許状（60MHz 帯 QPSK7.5KHz）及びその工事設計書の写しを提出して下さい。

⑧ 登録検査等事業者登録証の写し

本工事で使用する無線設備等の新設検査を実施するために必要とする登録検査等事業者登録証の写しを提出して下さい。

⑨ 工事費の見積書（様式 5）

本工事における見積額を様式 5 の各項目に記入し提出して下さい。

提案者が第一優先交渉権者（契約候補者）となった場合、契約交渉時に全ての内訳書（工事内訳書）の提出をお願いします。

また、値引きを行う場合、様式 5 の消費税欄の前行に値引の項目を追加記入して下さい。

なお、契約交渉の際、提案内容の取捨、工事費の見積額と本工事設計額等との照査を行うことから、本見積額が契約額とならない場合があります。

⑩ 運用費の見積書（任意様式）

提案内容における運用費を防災行政無線部と情報系施設部に区分し提出して下さい。

⑪ 保守費の見積書及び保守体制図（任意様式）

提案内容における保守費を防災行政無線部と情報系施設部に区分し提出して下さい。

また、保守の考え方及びその体制を保守体制図にまとめ作成し、本見積書と併せ提

出して下さい。

⑫ ライフサイクル費の見積書（任意様式）

ライフサイクルコストが発生する装置については、装置名、数量、ライフサイクル期間、金額を提出して下さい。

(2) 企画提案書の作成方法

本項(1)①～⑫の提出書類は A4 判の規格、2 穴ファイル綴じとして提出して下さい。

なお、様式 4 及び提案者が 4 項(11)①～③に該当する場合、様式 A、様式 B、様式 C の原本を正本に綴じ込み、写しを副本に綴じ込んで下さい。

(3) 提出部数

正本 1 部、副本（写し） 11 部

正本は、本項(1)①、⑨、⑩、⑪、⑫の押印した原本を綴じ込みます。

(4) 企画提案書の提出

- ① 提出期間 平成 31 年 4 月 15 日（月）～平成 31 年 5 月 21 日（火） 12:00
- ② 受付時間 平日の午前 9 時から午後 5 時
- ③ 提出方法 持参
- ④ 提出先 担当部署

10 審査及び選定方法

(1) 選考方法

「球磨村デジタル防災行政無線（同報系）施設整備工事に係る審査会」において審査します。

審査は非公開とし、一次審査、二次審査ともに、評価、採点に関する問い合わせや異議は受け付けません。

(2) 審査方法

企画提案書提出者が 5 者以上の場合、企画提案書の内容に基づく書類審査を実施しますが、4 者以下の場合、プレゼンテーションのみ実施します。

この場合、一次審査結果通知時にその旨の連絡を行います。

① 一次審査（書類審査）

ア 企画提案書及びその他提出書類に基づく書類審査を実施します。

イ 一次審査の結果は、提案者担当者宛に電子メールで通知します。

ウ 一次審査通過者には、二次審査（プレゼンテーション）を実施します。

② 二次審査（プレゼンテーション）

ア 二次審査の実施場所及び実施時間は、一次審査の結果通知と併せて通知します。

イ 二次審査への出席者は 4 名以内とし、村からの質疑に対する回答は、本業務の窓口として実務を行う者（実務担当者）若しくは、予定する監理技術者（現場代理人）において対応して下さい。

ウ 二次審査の時間は 30 分以内とし、その後、村からの質疑を 15 分程度行います。
なお、プロジェクター及びスクリーンは村で準備します。

エ 審査の結果は、平成31年5月31日（金）二次審査参加者宛に電子メールで通知すると共に、後日、郵送及び村ホームページに公開します。

オ 二次審査に参加できない者は、審査対象から除外するものとします。

(3) 選定方法

別紙の当該プロポーザル評価基準書により審査を行い、最も評価点の高い者を第一優先交渉権者とします。

① 選定にあたり、評価点が高点の者が2者以上ある場合の対応

ア 工事費、運用費、保守費、ライフサイクル費の見積価格において、総合的な評価を行い最も村の支出が抑制できると考えられる提案者を上位とします。

イ ア項において見積価格が同じ場合、審査委員長の審査を基に上位者を決定します。

② 有効な提案者が1者のみの場合の対応

有効な企画提案者が1者のみの場合は、提案者が得た一次審査の配点合計及び二次審査の配点合計を合せた値が総合評価点(190点)を70%以上超え、審査委員会が適正な提案と判断する場合、第一優先交渉権者とします。

11 失格・契約破棄事項

- (1) 本プロポーザルの趣旨及び当該工事仕様書と著しく異なる内容の提案を行った場合
- (2) 工事費の見積額が見積限度額を超える額の場合
- (3) 誓約書の内容に抵触したことが認められた場合若しくはその恐れがある場合
- (4) 企画提案書等に虚偽の記載が判明した場合
- (5) 第一優先交渉権者が失格となった場合、若しくは契約破棄となった場合は、当該プロポーザルでの第二優先交渉権者と契約交渉を行います。

12 契約

契約交渉は、第一優先交渉権者と提案内容の仕様書及び設計書への反映等の協議を行うと共に、工事見積額の査定、調整を行い、互いが合意したことで仮契約を締結します。

13 費用の負担等

本プロポーザルに係る一切の費用は、提案者の負担とします。

また、村に提出された企画提案書等の資料は返却しません。

14 本件連絡先（担当部署）

熊本県 球磨村役場 総務課 防災交通係 担当：舟戸

〒869-6401 熊本県球磨郡球磨村大字渡丙 1730 番地

TEL：0966-32-1111 FAX：0966-32-1230 E-Mail：m-funato@kuma.kumamoto.jp

(様式1)

年 月 日

球磨村長 柳詰 正治 様

[申 込 者]

住 所

商 号

代表者名



参 加 申 込 書

球磨村デジタル防災行政無線（同報系）施設整備工事に係る公募型プロポーザル実施要領の趣旨を理解し、参加資格要件を全て満たしていますので、プロポーザルへの参加を申し込みます。

1 申込者

住 所	
商号又は名称	
代 表 者*	
指名願い提出の有無	

* 本様式の代表者欄については、代表者から委譲された支店長等の代理人を可とするが、本プロポーザル期間中及び工事期間中において、本実施要項11項(1)～(4)に該当した場合又は工事不履行等において球磨村に不利益が生じた場合、その責任及び補償は申込者の代表者にあるものとする。

2 事務連絡先

所 属 部 署	
担当者氏名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
電子メール	

(様式2)

年 月 日

球磨村長 柳詰 正治 様

[申 込 者]

住 所

商 号

代表者名



参 加 辞 退 届

球磨村デジタル防災行政無線（同報系）施設整備工事に係る公募型プロポーザルに対し、参加を申し込みましたが、以下の理由により辞退します。

1 辞退理由

--

2 事務連絡者

所属部署	
担当者氏名	
電話番号	
電子メール	

(様式3)

年 月 日

球磨村長 柳詰 正治 様

[質疑者]

住 所

商 号

代表者名



質 疑 書

球磨村デジタル防災行政無線（同報系）施設整備工事に係る公募型プロポーザル実施要領等について、次のとおり質問します。

1 質疑内容

質疑項目（項・頁）	質疑内容

- ・複数の質疑が有る場合、行数を追加し記入して下さい。
- ・質疑内容は要点を簡潔にまとめて下さい。また、本実施要領及び工事仕様書等に対する意見、否定的内容については質疑と認めず受付は行いません。

2 事務連絡先

所属部署	
担当者氏名	
電話番号	
FAX番号	
電子メール	

- ・本書は、平成31年4月22日（月）15:00までに電子メールで送信してください。送信後、必ず電話連絡により受付の確認をしてください。
- ・送信先メールアドレス：m-funato@kuma.kumamoto.jp

(様式4)

年 月 日

球磨村長 柳詰 正治 様

[提案者]

住 所

商 号

代表者名

印

企画提案書提出届及び誓約書

球磨村が実施する球磨村デジタル防災行政無線（同報系）施設整備工事に係る公募型プロポーザルに参加するにあたり、本実施要領、当該工事仕様書等関係資料及び関係法令等について再度認識のうえ企画提案書を指定部数提出すると共に、下記の全ての事項について誓約します。

なお、下記事項に違反する行為が認められた場合は、契約違反と認め、契約書に基づく違約金の支払及び損害賠償請求等への異議申し立ては致しません。

記

- 1 球磨村デジタル防災行政無線（同報系）施設整備工事に係る公募型プロポーザル実施要領に記載された参加資格の要件を全て満たしていること。
- 2 独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引に関する法律）及び関係法令に抵触する行為を行わないこと。
- 3 第三者を介した村への営業、折衝、情報収集等の行為及び村の不利益となる行為を行わないこと。
- 4 工事請負契約締結後は、当該工事仕様書及び提案者が企画提案し契約交渉において決定した内容を遵守し、内容変更の申し出並びに提案者の一方的な解釈・行為は一切行わないこと。
- 5 工事請負契約締結後は、村と協調した関係において、誠実に施工責任を全うすること。

附則

本様式の代表者欄に提案者の代表者から委譲された支店長等の代理人が記載、押印したものについて、本実施要項 11 項(1)～(4)に該当した場合又は工事不履行等において球磨村に不利益が生じた場合、その責任及び補償は提案者の代表者にあるものとする。

(様式5)

年 月 日

球磨村長 柳詰 正治 様

[提案者] 住 所

商 号

代表者名



球磨村デジタル防災行政無線（同報系）施設整備工事見積書

経費の区分	工 種	種 別	細 別	数量	単 位	金 額
事業費	製作費	機器費	親局設備	1	式	
			中継局設備	1	式	
			簡易中継局設備	1	式	
			再送信子局設備	1	式	
			屋外拡声子局設備	1	式	
			戸別受信設備	1	式	
			製作費A	1	式	
	直接工事費	材料・部品費	親局設備	1	式	
			中継局設備	1	式	
			簡易中継局設備	1	式	
			再送信子局設備	1	式	
			屋外拡声子局設備	1	式	
			戸別受信設備	1	式	
		小計①	1	式		
		機器労務費	親局設備	1	式	
			中継局設備	1	式	
			簡易中継局設備	1	式	
			再送信子局設備	1	式	
			屋外子局設備	1	式	
			戸別受信設備	1	式	
		既設機器等撤去	1	式		
		小計②	1	式		
		材料労務費	親局設備	1	式	
			中継局設備	1	式	
			簡易中継局設備	1	式	
			再送信子局設備	1	式	
			屋外子局設備	1	式	
戸別受信設備	1		式			
小計③	1	式				
その他工事	鎌葉中継局工事	1	式			
	既設空中線柱・機器等解体撤去及び 空中線柱建柱工事	1	式			
	既設直流電源装置解体撤去工事	1	式			
	産業廃棄物処理費	1	式			
	既設Jアラート設備移設工事	1	式			
小計④	1	式				
直接工事費B (①+②+③+④)	1	式				
間接工事費	共通仮設費	1	式			
	現場管理費	1	式			
	機器管理費	1	式			
間接工事費C	1	式				
一般管理費	一般管理費	1	式			
一般管理費D	1	式				
合計 (A+B+C+D)	1	式				
消費税	10	%				
本工事費	1	式				

(様式 A)

年 月 日

球磨村長 柳詰 正治 様

[提案者]

住 所

商 号

代表者名

㊞

[機器製造メーカー]

住 所

商 号

代表者名

㊞

機器製造メーカーの納入誓約書

球磨村デジタル防災行政無線（同報系）施設整備工事に係る公募型プロポーザル実施要項 4 項(11)①について、下記のとおり誓約します。

記

1 誓約事項

- (1) 製造する機器は、「球磨村デジタル防災行政無線（同報系）施設整備工事仕様書」に示す防災行政無線関係装置の性能、機能を満たすものであること。
- (2) 製造する機器及び数量は、「球磨村デジタル防災行政無線（同報系）施設整備工事仕様書」及び「同工事設計書」に示す数であること。
- (3) 機器の納期は、球磨村からの指示がない限り、平成 32 年（2020 年）1 月末に納入すること。
- (4) 球磨村が実施する機器製造工場検査には、機器製造メーカーが立ち会い、各試験、成績の説明を行うこと。
- (5) 同検査において、手直し等が発生した場合、機器製造メーカーの責任においてそれを実施すること。
- (6) (1)～(5)に係る費用負担は、提案者及び機器製造メーカーで行い、球磨村は一切負担しない。但し、機器製造工場検査の旅費は球磨村で負担する。

2 その他

- (1) 製造する機器の機能及び数量は、契約交渉時において変更となる場合がある。
- (2) 本プロポーザル期間中及び工事期間中において、本実施要項 11 項(1)～(4)に該当した場合又は工事不履行等において球磨村に不利益が生じた場合、その責任及び補償は本プロポーザル提案者の代表者にあるものとする。

(様式B)

年 月 日

球磨村長 柳詰 正治 様

[提案者]

住 所

商 号

代表者名

㊞

[機器製造メーカー]

住 所

商 号

代表者名

㊞

機器製造メーカーの技術支援に係る誓約書

球磨村デジタル防災行政無線（同報系）施設整備工事に係る公募型プロポーザル実施要項4項(11)②について、次のとおり誓約します。

記

1 誓約事項

- (1) 工事期間中における防災行政無線施設の製造機器の調整、設定、総合試験は機器製造メーカーで行い、工事期間中、当該施設において不具合等が生じた場合は、機器製造メーカーの責任においてそれを解決すること。
- (2) 工事期間中、製造された機器の性能、操作性等に対して球磨村が疑義を持ち、説明を求める場合、機器製造メーカーにおいてその対応を図ること。
- (3) 工事期間中、製造機器に係る事項について工程会議等で協議を行う場合、機器製造メーカーもその会議に立ち会うこと。
- (4) 機器製造メーカーは、工事期間中、防災行政無線部の工事全般に亘り、提案者の技術的な支援を行いそれを補うこと。
- (5) 上記に係る費用負担は、提案者及び機器製造メーカーで行い、球磨村は一切負担しない。

2 その他

本プロポーザル期間中及び工事期間中において、本実施要項11項(1)～(4)に該当した場合又は工事不履行等において球磨村に不利益が生じた場合、その責任及び補償は本プロポーザル提案者の代表者にあるものとする。

(様式C)

年 月 日

球磨村長 柳詰 正治 様

[提案者]

住 所

商 号

代表者名

㊦

[機器製造メーカー]

住 所

商 号

代表者名

㊦

不具合、改修等における機器製造メーカーの対応に係る誓約書

球磨村デジタル防災行政無線（同報系）施設整備工事に係る公募型プロポーザル実施要項4項(11)③について、次のとおり誓約します。

1 誓約事項

- (1) 施設完成後、機器の不具合、無線回線の異常が生じた場合、機器製造メーカーは保守者を技術支援すると共に誠意をもってその解決に努めること。
- (2) 自然災害等において、施設の運用に支障を来す故障又は破損が生じた場合、機器製造メーカーは保守者と迅速な対応を図り、施設の復旧に努めること。

2 その他

工事完成後、当該施設を保守する者が機器製造メーカーである場合、本誓約書の効力はその時点で失効する。

別紙

球磨村デジタル防災行政無線（同報系）施設整備工事に係る公募型プロポーザル評価基準書

【一次審査項目】

No	区分	分類	評価項目	評価の基礎とする資料等	配点
1	適合性	会社概要・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・業務、保守の拠点 ・経営事項審査結果の総合評価点数 ・資格及び技術者の保有 ・同種工事の実績 	<ul style="list-style-type: none"> ・会社概要書及び付随資料 ・実績書 ・実験試験局、登録検査等事業者登録証 	20
2	適応性	本工事の理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備の目的及びプロポーザル趣旨の理解度 ・工事仕様書、設計書等の理解・適応度 	企画提案書	30
3	技術 1	防災行政無線部	<ul style="list-style-type: none"> ・各装置の機能の向上 ・運用装置の機能、操作性の向上、分かり易さ ・施設全体の管理・運用の容易性 ・耐災性の向上 ・費用抑制 ・代替策の妥当性 ・拡張性、将来性 	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案書 ・運用費の見積書 	20
4	技術 2	情報系施設部	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の機能の向上、分かり易さ ・運用装置の機能、操作性の向上、分かり易さ ・施設全体の管理・運用の容易性 ・耐災性の向上 ・費用抑制 ・拡張性、将来性 	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案書 ・運用費の見積書 	20
5	工事	工事の適正度	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の監理体制 ・技術者の配置 ・円滑な工事の工夫 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事工程表 ・工事体制図 	10
6	保守	保守の適正度	<ul style="list-style-type: none"> ・保守の考え方 ・保守体制 ・緊急時の対応 	保守体制図	10
7	費用 1	工事費	事業費の抑制	工事費の見積書	15
8	費用 2	保守費	保守費の抑制	保守費の見積書	15
9	費用 3	ライフサイクル費	ライフサイクル費の抑制	ライフサイクル費の見積書	10
一次審査配点合計					150

【二次審査項目】

No	区分	評価項目	配点
1	技術	企画提案内容の補填及び分かり易さ	20
2	対応	本工事の窓口担当者又は監理技術者（現場代理人）の対応、コミュニケーション力	10
3	姿勢	事業に対する姿勢、村（地域）との係り、貢献度	10
二次審査配点合計			40

総合評価点	190
-------	-----